

Net 119 緊急通報システム御登録規約利用の手引き

高松市消防局

この手引きはNet 119 緊急通報システム御登録規約から抜粋したものと
なります。

1. サービスの内容

- (1) Net 119は、聴覚機能等の障害等の理由により音声による緊急通報が困難である方が、携帯電話やスマートフォンなどのインターネット機能により、簡単な操作で119番通報を行うことができる行政サービスです。
- (2) 利用対象者は、高松市消防局管内に在住または通勤・通学・通所している方で、音声通報が困難な方に限ります。
- (3) Net 119は、日本国内において日本語にのみ対応しています。

2. Net 119を利用する方（以下「登録者様」という）の情報について

- (1) Net 119に予め登録される登録者様の情報には利用登録の必須情報（氏名・生年月日・性別・住所・メールアドレス）と通報受付業務の参考のために予め登録できる任意情報（緊急連絡先・病歴等）があります。
- (2) 前項の情報は、登録者様の緊急時に高松市消防局が必要と判断した場合において、消防救急活動に必要と認められる範囲でその他の関係機関（行政機関や医療機関、警察等）に通知されます情報提供を行います。

3. 携帯電話やスマートフォンについて

- (1) 利用者がNet 119を利用するためには、インターネット接続機能・電子メール機能及び測位機能（位置情報を取得する機能）を使うことができる携帯電話やスマートフォン（以下「通報端末」という）を用意する必要があります。なお、パケット通信料等は登録者様の負担となります。
- (2) 迷惑メール対策等のため、通報端末に受信拒否（ドメイン指定等）が設定されている場合は、高松市消防局からのメールを受信できませんので、設定を解除してください（操作方法は電話会社に御相談ください）。
- (3) 測位機能が無効に設定されている通報端末では、通報を行うことができませんので、測位機能の設定を有効にしてください（操作方法は電話会社に御相談ください）。
- (4) Net 119が備える練習通報の機能を使って、通報端末がNet 119の利用条件を満たしていること（正常に通報できること）及び操作の方法を定期的に確認してください。

4. 利用登録に関する注意事項

- (1) 登録後に、通報端末の機種変更又は登録者情報の変更が生じた場合は、速やかに変更申請又は情報の更新を行ってください（変更申請を行わないと、高松市消防局の適切な対応を受けられません）。なお、機種変更に伴う変更申請の後は、変更前の通報端末でNet119を利用できません。
- (2) Net119の御利用の意思を確認するために高松市消防局から登録者様宛に送信されるメールで案内されるURLを表示し、利用登録の有効期限を更新してください。利用登録の有効期限が更新されず、高松市消防局が登録者様の御利用継続の意思を確認できない場合には、高松市消防局において利用登録を抹消することがあります。
- (3) 利用者別に発行される通報URLは個人を認証する情報にあたりますので、他人に知らせないでください。

5. 通報に関する注意事項

- (1) 音声通話による119番通報が可能な方が近くにいる場合は、Net119を利用せず、音声通話による119番通報を依頼してください。
- (2) Net119は、コンピュータシステムを使用して提供されます。そのため、システムの保守点検・不具合等のやむを得ない事由によりシステムが停止する場合があります。この間はNet119が利用できなくなります。
- (3) Net119を利用するためには、携帯電話等の通信網を使うことが必要です。そのため、トンネル・地下・建物の中のように電波が届き難い所、通信網のエリア外等、Net119を利用できない場所があります。
- (4) Net119による通報の後、チャット画面を使って高松市消防局から通報内容の確認等の連絡を行うことがありますので、隊員が到着するまで通報端末の電源を切らないでください。
- (5) 外出先から通報する場合、通報した位置が特定されないと高松市消防局の適切な対応を受けることができません。通報端末のGPS等による測位機能からは正しい位置情報が得られない場合がありますので、その場合は、通報した位置を修正する操作を行ってください。

6. 高松市消防局の管轄外の地域での通報

- (1) 通報地点を管轄する消防本部がNet119又はNet119と相互に通信可能なシステムを導入している場合には管轄消防本部が対応しますが、管轄消防本部が当該システムを導入していない場合は、高松市消防局で受信した情報を管轄消防本部に提供してからの対応になりますので、対応には通常よりも時間を要します。
- (2) 前項により他消防本部が直接通報を受信する場合、他消防本部に登録者情報及び通報内容が提供され、登録者様の消防救急活動に必要と認められる範囲で関係機関（行政機関や医療機関、警察等）に通知されます。

7. 遵守事項

(1) Net 119の利用にあたって次の行為を行わないでください。いずれかに該当する行為を登録者様が行った場合、高松市消防局は登録者様の承諾なしに、登録者様による利用の制限又は停止（利用登録の抹消を含みます）の措置をとる場合があります。

ア 悪戯・妨害等、Net 119の目的に反する方法でNet 119を利用する行為。

イ 他人の財産又は人格的利益を侵害する情報（偽りその他不正な方法により不正の手段により取得された個人情報を含みます）を入力する行為。

ウ Net 119のサーバー等に過大な負荷を与えること、Net 119の全部又は一部を複製・加工・転記等を行うこと、Net 119を利用した商行為、その他システム事業者の権利を侵害する行為。

エ 公序良俗に違反する行為、他人に不利益を与える行為、犯罪に結びつく行為（そのおそれのある行為を含みます）又は法令違反又は違反するおそれのある行為。

オ その他、高松市消防局又はシステム事業者が不適切と判断する行為。

8. 登録の解除について

次の事項に該当することとなった場合には、登録を解除することがあります。

ア 利用対象者の要件に該当しなくなったとき。

イ システム利用意思確認に対し、回答をしないとき。

9. コンピュータシステムについて

(1) Net 119は次の事項を保証していません。

ア システムに搭載される地図等のデータが、完全に正確であること及び実際の内容と合致すること。

イ Net 119が、高松市消防局が定めた仕様を満たさない機器で正常に動作すること。

ウ Net 119が、高松市消防局が定めた仕様を超えた事項を提供すること。

(2) Net 119は、次の場合にサービスを停止する場合があります。

ア システムの保守のための計画的停止。

イ 次の各号の事項により、システムの運用がやむを得ず困難となった場合の非常停止。

(ア) 脆弱性等の問題解決のため緊急にソフトウェアの更新を行う場合。

(イ) DDOS攻撃等の第三者による加害行為。

(ウ) 通信回線の役務を提供する電気通信事業者による当該回線に係る電気通信業務の緊急停止。

(エ) 天変地異（戦争・テロ行為・騒乱・暴動・致死的な伝染病の流行を含み

ます)等の非常事態。

(オ) その他システム保守上の緊急事態。

10. 利用条件の変更

- (1) Net 119は、高松市消防局の判断でサービスの変更を行う場合又は終了する場合があります。
- (2) 当規約の内容は、高松市消防局の判断で変更する場合があります。この場合、Net 119の案内サイトに掲載した時から、変更後の内容が御利用条件になります。

以上